

生産性向上設備投資促進税制

平成 26 年 1 月 20 日に生産性向上設備投資促進税制が施行されました。生産性向上のため国内設備投資を増加させた法人について、新たに国内で取得等した機械装置等について、即時償却（全額費用処理する）、特別償却又は税額控除が可能となりました。

要件等は以下の通りになっていますので、詳細は監査担当者にご相談しご活用してください。

1. 対象

青色申告をしている法人及び個人事業者

2. 対象設備

国内において事業の用に供する生産等設備※1 を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで次の①、②の要件を満たすもの

① 産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するもの

② 一定の規模以上のもの※2

※1 生産等設備とは 事業の用に供されている減価償却資産で構成されているものをいう。本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。

※2 一定の規模以上のものとは、

1) 機械装置 1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの

2) 工具及び器具備品 1 台の取得価額が 120 万円以上のもの（1 台または 1 基の取得価額が 30 万円以上でかつ一事業年度に於けるその取得価額の合計額が 120 万円以上）

3) 建物、建物附属及び構築物、それぞれの取得価額が 120 万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、1 事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む）。

4) ソフトウェア 一の取得価額が 70 万円以上のもの（一の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 70 万円以上のものを含む）。

3. 生産性向上設備等とは

「先端設備」及び「生産ライン用オペレーションの改善に資する設備」として産業競争力強化法に規定するものをいいます。

① 先端設備 先端性に係る設備要件（下記の 1）2)) を満たす次の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	限定なし
工具	ロール
器具備品（ホについては、中小企業者等が取得等をする物に限る）	イ陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍又は冷蔵気付のもの
	ロ冷房用又は暖房用機器
	ハ電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	ニ氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）
	ホ電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得する物に限る）に限る）
	ヘ試験又は測定機器

建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの
	ロ冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	ハ昇降設備
	ニアーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る）
	ホイ〜ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る）
ソフトウェア（中小企業者等が取得等をする物に限る。）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・提示機能を有するもの

なお、先端性に係る設備要件は、次の 1) 及び 2) の両方に該当する必要があります。

1) 最新モデルであること

2) 旧モデル比で生産性が 1% 以上向上するものであること（メーカーから申請を受けて工業会等が確認する）

② 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいいます。

なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が 15% 以上（中小企業等にあつては、5% 以上）であることとされています。（申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経済産業局が確認）。

4. 特別償却・税額控除

産業競争力強化法の施行日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等をした設備等について、特別償却、即時償却又は税額控除ができます。

① 平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の取得等

各事業年度において取得等をした生産性向上設備等の取得価額の合計額に対して「即時償却（100%特別償却）」又は「5%の税額控除（建物及び構築物については 3%）」

② 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の取得等

各事業年度において取得等をした生産性向上設備等の取得価額の合計額に対して「50%の特別償却（建物及び構築物について 25%）」または「4%の税額控除（建物及び構築物については 2%）」

③ 中小企業（資本金 1 億円以下）

平成 26 年 1 月 20 日から 29 年 3 月 31 日までの間の取得等
生産性向上設備等に該当するのについて
即時償却（全額費用処理）
税額控除 資本金 1 億円以下 7%の税額控除
資本金 3,000 万円以下 10%の税額控除

5. 適用事業年度

産業競争力強化法の施行日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの間の取得等が対象になります。